

特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、生活者たる精神障害者のよりよい地域生活の実現に向け、その支援活動の拡充と社会的環境の整備を図り、もって精神障害者が住みやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る以下の事業を行う。

- (1) 精神障害者の地域生活支援活動の拡充に向けた政策提言及び要望活動
- (2) 精神障害者地域生活支援活動の全国的ネットワーク作り
- (3) 精神障害者地域生活支援活動に関する研修事業
- (4) 精神障害者の地域生活支援活動の拡充に向けた広報事業
- (5) 精神障害者地域生活支援活動に関する調査研究事業
- (6) 精神障害者の地域生活支援活動の拡充に向けた普及・啓発事業
- (7) その他、精神障害者地域生活支援活動に関する第3条の目的を達成するために必要な事

業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するもの。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人及び団体。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を代表に提出するものとする。

2 理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってそのものにその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員として入会しようとするものは申込書を代表に提出するものとする。

(会費)

第8条 前条の承認を得たものは、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

- (1) 正会員である団体が解散、消滅したとき。
- (2) 正会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 会員本人が死亡したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上27人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち8人以内の者を常任理事とする。常任理事のうち、1人を代表、2人を副代表、1人を事務局長、1人を会計担当理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

- 2 常任理事、代表、副代表、事務局長、及び会計担当理事の選任は、理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員の仕事)

第14条 代表は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、あらかじめ代表の定める順位により、代表に事故あるときはその

職務を代行し、代表が欠けたときにはその職務を行う。

3 事務局長は、事務局を統括し法人の日常の事務を行う。

4 会計担当理事は、法人の会計の執行を管理・監督する。

5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

6 常任理事は、常任理事会を構成し、理事会の決定を受けその職務を遂行する。

7 監事は、次の職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事補充)

第16条 理事または監事のうち第12条の定数を欠けたときは、第13条の規定に関わらず理事会において理事または監事を選任し、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の仕事)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与

えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えがたいと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(費用弁償等)

第18条 役員には報酬を支給することができる。

報酬を受ける役員は役員総数の3分の1を超えることはできない。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 顧問及び相談役

第19条 この法人に役員のほかに、顧問及び相談役を置くことができる。

(選任等)

第20条 顧問及び相談役は常任理事会の承認を得て、代表が委嘱する。

(職務)

第21条 顧問は当会の組織運営上の諸問題について、助言を行う。

2 相談役は当会の事業活動上の諸問題について、助言を行う。

(費用弁償等)

第22条 顧問及び相談役は無給とする。但し費用を弁償することができる。

(任期)

第23条 顧問及び相談役の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成及び代議員)

第25条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員の表決権は平等とする。

3 団体の正会員は総会における権限を代議員

を通して行使する。代議員については別途定める。

(総会の権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第27条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から総会の目的を記載した書面により請求があったとき。

(3) 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のなかから選任する。

(総会の定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規程によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決及び表決委任の場合にあっては、その旨付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるものその他、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第6項第5号の規定に基づいて招集を請求したとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は代表が招集する。

2 代表は前条第2号及び第3号の場合には請求があった日から21日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第39条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決等)

第40条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる権利を有しない。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記

載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び出席者氏名(書面表決及び表決委任の場合にあっては、その旨付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のなかから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第42条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 会費
 - イ 補助金品
 - ウ 寄附金品
 - エ 事業に伴う収入
 - オ 財産から生ずる収入
 - カ その他の収入

(財産の管理)

第43条 この法人の財産は代表が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、

理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後速やかに、代表が作成し監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。但し以下にあげられるような軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所
- (2) 資産に関する事項
- (3) 広告の方法

(解散及び残余財産の処分)

第52条 この法人は、法第31条第1項第1号及び第3号から第7号の規定により解散する。

2 法第31条第1項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を得て、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人に帰属する。

第9章 機関

(機関の設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、理事会のもとに事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 職員の任免は、代表が行う。

第10章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の発行する機関誌に掲載するとともに、朝日新聞に掲載して行う。公告について必要な事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

【附則】

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 大友 勝
副代表 伊澤 雄一

同 武田 廣一
事務局長 田中 直樹
常任理事 加藤 房子
同 戸高 洋充
同 山本 誠
理事 青木 彦一
同 小倉 高広
同 尾関 久子
同 加藤 宏昭
同 樋田 なおみ
同 田中 清
同 釣舟 晴一
同 中田 なみ子
同 見附 健
同 矢田 朱美
同 山口 弘美
同 渡辺 邦弘
監事 永山 盛秀
同 吉塚 晴夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年7月31日までとする。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2002年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費。入会金3,000円。年会費、(年間公的補助金額500万円未満) 5,000円、(同500万円以上1,000万円未満) 10,000円、(同1,000万円以上1,500万円未満) 15,000円、(同1,500万円以上及び個人) 20,000円。
- (2) 賛助会員年会費。(個人) 一口3,000円、(団体) 一口10,000円。

(2002年2月21日施行)

(2005年7月16日改正)

(2006年7月8日改正)